

公益財団法人草加市スポーツ協会 職員採用試験

募 集 要 項

公益財団法人草加市スポーツ協会は、草加市におけるスポーツを振興し、市民の健康の増進、体力の向上を目的とした公益目的事業を行う埼玉県から認可を受けた公益法人です。

草加市内の体育施設（エネクルスポーツアリーナSOKA・マルシンスポーツセンターSOKA・吉町グランド庭球場・松原テニスコート・総合運動場・そうか公園テニスコート及び多目的運動広場・旭鋼管ベースボールパーク）の指定管理者として、効率的に施設の管理運営をしながらスポーツ振興のための事業の企画・運営・実践指導や当協会加盟30団体の活動の支援を行っています。

また、管理している施設での活動に留まらず、学校・公民館・地域の町会などに出向いて実践指導を行うことにより草加市全体のスポーツ振興や健康づくりに積極的に取り組んでいます。

当協会の職員には、大きく分けて以下のような職務があります。

- ①スポーツに関わる様々な事業の企画立案
- ②市民向けスポーツ教室・スポーツ大会などの事業の運営
- ③指導者として、子供や大人を対象としたスポーツ教室などでの実技指導
- ④当協会加盟団体や関係団体との連絡調整
- ⑤市内公共体育施設の管理運営

当協会が求める職員像は以下のとおりです。

- ①スポーツが大好きでスポーツに関心がある職員
- ②慣習や先例にとらわれず、常に新しいことにチャレンジする職員
- ③社会情勢や市民ニーズに対し探究し、常にアンテナを張り巡らせている職員
- ④最後まであきらめず、粘り強く、常に職務遂行に全力を傾ける職員

たくさんのご応募をお待ちしております。



みんなでスポーツ元気な草加
～スポーツ心、応援します 育てます～

公益財団法人草加市スポーツ協会

令和9年度公益財団法人草加市スポーツ協会 新規採用職員募集要項

1 採用予定人数及び職務内容

(1) 採用予定人数

正規職員 1名

(2) 職務内容

各種スポーツ事業の企画・運営・スポーツ指導業務、スポーツ大会の企画・運営業務、各種関係団体との連絡調整業務、市内公共体育施設の管理運営業務など

2 採用予定日

令和9年4月1日

※採用後、6ヶ月間は条件付採用期間（試用期間）となり、その期間良好な成績で勤務した場合に正式採用となります。

3 受験資格

学校教育法による大学、短期大学及び専門学校を令和9年3月に卒業見込の者。または、学校卒業後10年以内の者。

(注) 次に該当する者は受験できません。

地方公務員法第16条の規定に該当する者（以下は、その内容の一部です。）

(ア) 成年被後見人及び被保佐人。

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者。

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。

4 採用試験申込受付期間等

受付期間	令和8年10月20日（火）から令和8年11月18日（水）まで
受付時間	午前9時00分から午後8時30分まで
受付場所	公益財団法人草加市スポーツ協会事務局 (草加市瀬崎6-31-1 (エネクルスポーツアリーナSOKA内))
提出書類	公益財団法人草加市スポーツ協会正職員採用試験申込書 1部 ※郵送もしくは直接事務局にご提出ください。

5 選考方法

(1) 筆記試験

- ・日時 令和8年12月5日（土）午前10時
- ・会場 エネクルスポーツアリーナSOKA 会議室
(草加市瀬崎6-31-1)

区分	内容	時間
一般教養	高校卒業程度の一般的知識を問うもの。	2 時間
論文	当協会の職員として必要とされる新たな課題を探る能力及び自ら提案し行動する意欲等を問うもの。	

(2) 面接（筆記試験合格者のみ）

当協会が期待している人材かどうかについて面接をします。

- ・ 日程 令和8年12月18日（金）もしくは令和8年12月19日（土）
（日にちはこちらで指定します）
- ・ 会場 エネクルスポーツアリーナSOKA 会議室

6 注意事項等

- (1) 試験結果に対する問い合わせには、一切応じられませんのでご了承ください。
- (2) 筆記試験及び面接試験の結果については、文書で通知します。
- (3) 卒業見込の者が卒業できなかった場合、試験合格者であっても採用を取り消します。
- (4) 採用は、原則として令和9年4月1日となります。なお、試験合格者の都合により令和9年4月1日から勤務できない場合、採用を取り消すことがあります。
- (5) 試験合格者は、合格発表後、最終学校卒業証明書及び最終学校成績証明書を提出していただきます。
- (6) 職務経歴を有している場合は、その職歴を加算して給料の格付けを行いますので、合格発表後、職務内容を確認する証明書等の提出が必要となります。
- (7) 受験資格の有無、提出書類の記載事項に不正があった場合には合格を取り消す場合があります。
- (8) 申込受付後は受験の有無にかかわらず、応募書類はお返ししませんのでご了承ください。
- (9) 記入いただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

【問い合わせ先】

公益財団法人草加市スポーツ協会事務局

〒340-0022 草加市瀬崎六丁目31番1号

TEL：048（928）6361

FAX：048（922）1513

採用後の待遇について

1 給与について

当協会の規程に基づき支給します。

(1) 初任給

区分	基本給	地域手当	合計
大学卒	232,000円	13,920円	245,920円

※給与は人事院勧告等を参考に改定されることがあります。上記は現在までの状況をもとに新卒として採用された場合の参考として作成したものです。

※職務経歴がある場合については、当協会の基準により一定の率で換算のうえ、経歴加算します。

※地域手当は本給の6%です。

(2) 各種手当

通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当などを支給します。

(3) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当を年に2回支給します。

2 勤務時間等

(1) 勤務時間

原則として、8時30分から17時15分まで、または、12時30分から21時15分までの交代制での勤務となります。

(2) 勤務日

土・日曜日・祝日を含む週5日勤務（週40時間勤務）

3 福利厚生について

社会保険（全国健康保険協会・厚生年金加入）・雇用保険に加入します。また、専門業者と福利厚生サービスの委託契約を締結しています。

4 その他

採用後、6ヶ月間は条件付採用期間（試用期間）となり、その期間良好な成績で勤務した場合に正式採用となります。